

令和4年3月31日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について
〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～（令和4年3月改訂）」の送付について

平素から、学校での人権教育の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年3月に、文部科学省に設置している「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」（以下、「協力者会議」）におきまして、教育委員会や学校現場の人権教育担当者向けに、第三次とりまとめ策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足する参考資料を作成いたしました。この度、本補足資料について、令和3年度1年間の動向等を踏まえ、協力者会議において更新いたしましたので、お知らせいたします。

今回の更新では、主に（１）「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定、（２）子供の人権に係る動向、（３）ハンセン病問題に係る動向、（４）新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応にかかる動向に追記されております。平成20年度の第三次とりまとめと併せて本補足資料を積極的に御活用いただき、学校における人権教育の一層の充実に努めていただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会指導事務主管課、指定都市教育委員会指導事務主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学法人及び公立大学法人におかれては、管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校設置会社及び学校に対して、このことを周知されるようお願いいたします。

- ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料（令和4年3月改訂）」の資料一式については、下記文部科学省ホームページに掲載しておりますので、各自、ダウンロードいただきますようお願いいたします。不具合等によりダウンロードできない場合には、担当までご連絡ください。
- ・なお、今回の改訂の主な内容については、「【概要】人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」をご覧ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00002.htm

（本件連絡先）文部科学省初等中等教育局児童生徒課

指導係 増田、荒木

電話 03-6734-4111（内線 3291）